

○錦江町介護タクシー利用助成事業実施要綱

平成 25 年 3 月 27 日告示第 17 号

改正

平成 27 年 3 月 2 日告示第 3 号

錦江町介護タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、重度身体障害者が介護タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度身体障害者の医療、介護を手助けすることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定業者 町長が指定した別表に掲げるタクシー業者をいう。

(2) 介護タクシー 指定業者に所属するタクシーで、ストレッチャー使用や車いす使用のものをいう。

(3) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により、**身体障害者手帳の交付を受けた者**で、同法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の一級に該当する障害を有する者で、病院等への診療がストレッチャーや車いすを使用しなければ診療できない常態の者をいう。

(対象者)

**第3条** この要綱により、助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町に住所を有すること。

(2) 重度身体障害者であり、介護タクシー利用時において、座席シートに乗り換えることができず、車いす、ストレッチャーに乗車したままの状態でなければ介護タクシーに乗れない者

(助成の内容)

**第4条** 助成の対象は、介護タクシーを利用して移動する場合に要する当該介護タクシーの運賃とし、1回の利用に係るタクシー料金のうち、1,000 円を助成する。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業を行う施設等へ移動するときは、助成しない。

2 前項に規定する利用は、対象者 1 人につき 1 年間 24 回を限度とする。

3 第 1 項に規定する助成金は、町長が指定業者に対し直接支払うものとする。

4 身体障害者割引制度（手帳提示による 1 割引き）とは、併用できるものとする。

(利用の申請等)

**第5条** 介護タクシーを利用しようとする者は、介護タクシー利用券交付申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、第 3 条各号のいずれにも該当すると認めるときは、錦江町介護タクシー利用券（別記第 2 号様式。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

(利用の方法)

**第6条** 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、介護タクシーを利用する場合、降車の際に身体障害者手帳を提示したうえで利用券 1 枚を渡し、利用料金から第 4 条第 1 項に規定する助成金を控除して得た額を支払うものとする。

(助成金の請求)

**第7条** 指定業者は、助成金を請求しようとするときは、毎月 10 日までに前月分を錦江町介護タクシー助成金請求書（別記第 3 号様式）に利用券を添えて町長に提出しなければならない。

(対象者資格喪失の届出)

**第8条** 利用者が第 3 条各号のいずれかに該当しなくなったときは、錦江町介護タクシー対象者資格喪失届（別記第 4 号様式）に未使用の利用券を添えて町長に提出しなければならない。

(不正使用の禁止)

**第9条** 利用者は、利用券を他に譲渡し、又は有効期限後に使用する等不正な使用をしてはならない。

(利用券等の返還)

**第10条** 町長は、利用者がこの要綱に違反し、又は不正な行為をした場合、未使用の利用券並びに助成金及び協力金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 2 日告示第 3 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。